矢 吹 町

『出産・子育て応援給付金』について

～妊婦や子育て家庭を対象とする新たな支援制度を開始します～

１．給付金の対象者

（１）**出産**応援給付金（**妊娠時**の給付５万円）
・**令和６年４月以降**に妊娠届を提出した（する）妊婦の方

（２）**子育て**応援給付金（**出産後**の給付５万円※）
※多胎児（双子）の場合は１０万円
・**令和６年１月以降**に出生した（する）**乳児を養育する方**（原則は乳児と同居する母または父）
（注）どちらの給付金も、対象者の所得制限はありません。

２．申請時期・申請書交付方法

給付を受けるためには、所定の申請書による申請が必要です。
申請書は、妊娠届の提出日や出産日に応じて、次の表に記載する方法により対象者へ交付します。

出産応援給付金 （５万円）	子育て応援給付金 （５万円）
妊娠届を提出いただく時に、**窓口での面談後に申請書をお渡し**します	出産からおおむね２か月後、**ご自宅を訪問して面談後に申請書をお渡し**します

※出産応援給付金（５万円）は、妊娠届を提出した後、流産等で出産に至らなかった場合も給付を受け取れます。

３．給付金の受け取り方法

申請時に指定された**銀行口座へ給付金を振り込み**ます。

（お問合せ先）**出産・子育て応援給付金**について　**妊娠・出産・育児に関する不安や困りごと**など

矢吹町　子育て支援課
電話：0248-42-2230
FAX　：0248-21-9027

出産・子育て応援給付金の詳しい情報は、矢吹町ホームページでもご確認いただけます。

【矢吹町ホームページ】～出産・子育て応援給付金～

よ　く　あ　る　ご　質　問

１．妊娠届出後や出産後の転居について

○ 妊娠届出後や出産後に転入出した（する）場合、出産・子育て応援給付金はどうなりますか？

　出産応援給付金（妊娠後の給付）と子育て応援給付金（出産後の給付）のどちらの給付金についても、申請日時点に申請先の市区町村に居住している（住民票が有る）ことが給付の要件になります。
　妊娠や出産後に転居される方は、給付の申請を終えてから転居する場合は、転出元の市区町村で給付を受け取り、給付の申請を行う前に転居する場合は、転出先の市区町村で給付の申請を行ってから給付を受け取ってください。
（ご注意）
　妊娠届の提出後、出産後のどちらの給付についても、**同一の理由による給付について、複数の市区町村から二重に受け取ることはできません。**

２．申請書について

○ 申請書を面談ではなく、郵送で受け取ることはできますか？

　妊娠届を提出する場合は、原則は面談にて申請書をお渡しします。（里帰り出産等により、町の保健師等による面談を受けることが難しい場合は、子育て支援課までご相談ください。）

３．給付金の受け取りについて

○ 申請する際に指定する銀行口座は、給付金の対象者の名義に限定されますか？

　給付金の受け取り口座は、基本的には、給付金の対象者ご本人の銀行口座を指定いただくことになります。

○申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？

　申請を受理してから、申請書の口座情報等の記入に不備がなければ、１～２か月後に給付金が振り込まれます。